

[事案 27-54] 契約無効請求

・平成 27 年 8 月 28 日 和解成立

※本事案の申立人は、[事案 27-53]の申立人の配偶者である。

<事案の概要>

募集人による勧誘時の説明が不十分であり、生命保険を預金と誤認して契約したことを理由に、契約の無効および既払込保険料の返還を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成 26 年 11 月に 80 代の高齢者夫婦がそれぞれ契約した終身保険について、以下の理由により、契約を無効として既払込保険料を返還してほしい。なので、

- (1)信用金庫の高齢者対応ルールによると、70 歳以上の顧客には原則家族の同席が必要であるが、80 代の高齢者同士を互いに同席者としている。
- (2)募集時の信用金庫職員（募集人）による説明が不十分であり、夫婦とも定期預金を新たな預金に預け替えたと認識しており、生命保険に加入したとの認識がなく契約したものである。

<保険会社の主張>

募集人は、信用金庫で定められた高齢者対応ルールに沿った手順で販売を行っており、募集時の取扱いに不適切な点は見当たらないので、申立人の請求に応じることはできない。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづき審理を行った。

2. 裁定結果

上記手続中、保険会社より、本契約時の事情を考慮した和解案の提示があり、申立人の同意が得られたので、和解契約書の締結をもって解決した。